

◆ 行政情報を積極的に公開しています

# 平成 25 年度情報公開制度の運用状況

【問い合わせ】 広聴情報課  
☎ 22-9636 FAX 22-9617

■ 情報公開制度とは…市民の皆さんの知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、皆さんの市政参画を進め、市政に対する理解と信頼をさらに深めていただくための制度です。

## ▼ 情報公開請求の状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						公開延長 決定	不服 申し立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否 応答拒否	取り下げ		
市長	533	383	128	7	15			3	
議会	4	3	1						
教育委員会	35	30	3	1	1			3	
選挙管理委員会	14	12		1	1				
公平委員会									
監査委員									
農業委員会									
固定資産評価 審査委員会									
公営企業管理者	118	34	82	1	1				
消防長	7	3	4						
計	711	465	218	10	18			6	



## ▼ 個人情報開示請求の状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						不服 申し立て
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答拒否	取り下げ	
市長	19	8	5		6			1
消防長	2	1	1					
計	21	9	6		6			1

◆ 聴覚障がい者等携帯電話 E メール 119 番通報利用登録制度

# メールで 119 番通報ができます

【問い合わせ】 障がい福祉課  
☎ 22-9656 FAX 22-9662

これまでのファックスを使用した緊急通報に加えて携帯電話の E メールを利用した 119 番通報ができます。(伊賀市内に限ります。)

また、市内であれば、外出先からでも火災や救急の発生を通報できます。利用にあたっては、事前の登録が必要です。

### 【対象者】

市内在住の聴覚障がい、音声機能・言語機能障がいの身体障害者手帳 1 または 2 級をお持ちで、音声による 119 番通報が困難な人

### 【申請先・問い合わせ】

障がい福祉課  
消防救急課 ☎ 24-9110 FAX 24-3544

◆ ふだん運動不足の人も、ぜひご参加ください

# 青山保健センター健康フェスティバル

 【問い合わせ】青山保健センター  
 ☎ 52-2280 FAX 52-2281

施設を無料開放しますので、運動機器や歩行用プールを使用することができます。ぜひご利用ください。

【と き】 6月28日(出) 午前10時～午後6時

教室名	開催時間	内容	※特別教室は要予約・各定員20人
みんなでジム	午前10時～10時30分 正午～午後0時30分 午後2時～2時30分	みんなで楽しみながら、ジムのマシンを使って、筋肉トレーニングをしましょう。	<b>【受付開始日】</b> 6月10日(火) ※先着順 青山保健センター 運動施設 ☎ 52-4100 受付： 午前10時～ 午後7時 ※月曜日休館
ボクササイズ	午前11時～11時45分	ボクシングの動きをアレンジしたボクシングエクササイズです。ダイエットやストレス解消、体力づくりに最適です。	
水中ウォーキング	午後0時45分～ 1時30分	水の抵抗を使うことにより、陸上と比べ脂肪燃焼・筋力アップなど効果の高いウォーキングのレッスンです。	
フィットネスフラ	午後3時～3時45分	フラダンスのステップをつかいつつ、下半身でリズムをとり、体を引き締めるレッスンです。	
屋外ノルディックウォーキング	午前10時30分～正午 (雨天中止)	2本のポール(ストック)を使って歩行運動を補助し運動効果をより増強するエクササイズです。	
無料健康チェック	午前10時～11時30分 午後1時30分～3時	検診室：骨密度測定(手首タイプ)・血管年齢測定・片足立ち測定など	
昼のイベント	午後0時30分～1時15分	健康クイズ・！みんなで体操！	
展 示	午前10時～午後3時	生活習慣病予防パネル・ヘルシー食展示	
販 売	午前10時～午後3時	福祉施設の手作りパン・豆腐などの販売を予定	

◆ 芭蕉翁生誕370年記念事業 紅花事業第1弾。芭蕉さんが愛した花を摘みませんか

## 『紅花摘み取り体験』参加者募集

 【問い合わせ】文化交流課  
 ☎ 22-9621 FAX 22-9628

9月14日(日)に市内で開催する『紅花染め体験講座』の際に染料として使用する紅花の摘み取り体験の参加者を募集します。

※少しばかりの切花をお持ち帰りいただけます。

【と き】

6月28日(出)・7月5日(出)・6日(日)のうち、いずれかの1日の午前9時30分～11時30分

※開花状況や天候により決定します。

【ところ】 朝屋地内

【服装】

長袖・長ズボン・汚れてもよい靴

【持ち物】

軍手・薄手のビニール手袋・取っ手付きビニール袋

【申込方法】

電話で紅花ネットに申し込んでください。

【申込先】

紅花ネット ☎ 090-1980-6586 (峠)

※開催確定日などについては、参加希望者から紅花ネットにお問い合わせください。



◆あなたを支えるさまざまな事業をどうぞ活用してください

## ひとり親家庭を支援します

【問い合わせ】 子育て家庭課  
☎ 22-9654 FAX 22-9646

### ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活支援・子育て支援が必要な人に家庭生活支援員を派遣します。

《利用できる日数》 年間 10 日間を限度とします。

#### 《こんなときに利用できます》

- 仕事に役立つ資格をとりに行きたい。
- 面接に行きたいが、子どもを預けるところがない。
- 残業、出張で子どもを迎えに行けない。
- けがをして家事ができない。

#### 《利用料金》

0～300 円/時間 ※所得により決定

#### 《利用方法》

- ① 子育て家庭課にある申請書に、課税証明書を添えて申請してください。
- ② 三重県から「認定通知書」が手元に届きますので、利用希望日の 1 週間前までに「支援員派遣申込書」を三重県母子センターに送付すると、支援員が派遣されます。

### 高等技能訓練促進費等の支給事業

看護師（准看護師）などの資格の養成機関で 2 年以上の教育課程を修業する場合、高等技能訓練促進費を支給します。

#### 《対象資格》

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他市長が定める資格

#### 《支給額》

- 市民税非課税世帯の場合：月額 100,000 円
- 市民税課税世帯の場合：月額 70,500 円

《支給期間》 修業する期間の全期間を対象としますが、上限は 2 年間です。

### 自立支援教育訓練給付金支給事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。

#### 《対象講座》

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 就労に結びつく可能性が高い養成として厚生労働省が別に定める講座
- その他市長が特に必要と認める講座

#### 《支給額》

対象講座の受講料の 20%（上限：100,000 円）  
（支給額が 4,000 円を超えない場合は対象になりません。）

※これらの事業を希望される場合は、事前に相談が必要です。

#### 【申込先・問い合わせ】

- 子育て家庭課
- 福祉相談調整課  
（母子自立支援員）

☎ 22-9609

FAX 22-9674



◆男性と女性が共に参画できる社会をめざして

## 男女共同参画ネットワーク 会議会員募集

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課  
☎ 22-9632 FAX 22-9666

会員独自の活動を尊重し、情報交換を通じてネットワークを強化しながら、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とした男女共同参画ネットワーク会議（愛称：いきいきネット）に、新たに加えられる団体、サークル、個人会員を募集します。

#### 【対象者】

市内で活動中の男女共同参画推進に賛同していただける団体・サークル・個人



※営利を目的としないこと

#### 【活動内容】

男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」の開催やネットワーク会議会員相互の交流や研修など

#### 【申込方法】

男女共同参画センター（ハイトピア伊賀 4 階）にある申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】 7 月 11 日（金）

◆ 看護師さんの職場復帰を応援します

# ナースのためのカムバックセミナー

【問い合わせ】 経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565

看護師資格はあるのに、結婚や出産などを理由に退職した人、ブランクがあり不安と感じている人などを応援する研修会です。

専門分野の講師の指導で、基礎的看護技術のおさらいや看護実務の体験ができます。現場にスムーズに復帰できるよう応援、支援しています。



## 【とき】

- ① 6月26日(木)・27日(金)
  - ② 7月3日(木)・4日(金)
- どちらも午後1時～4時

## 【ところ】

伊賀市立上野総合市民病院

## 【対象者】

看護師免許の取得者で現在未就業の人、看護現場への再就職を希望する人、他施設で就業中の人、平成27年4月までに看護師免許取得予定(看護学生)の人

【内容】 ※①②とも同じ内容

- 1日目: 感染予防(手洗いの実習など)、看護技術演習(採血・点滴静注・血糖測定・吸引・ME機器の取り扱いなど)
- 2日目: 救急蘇生法、経管栄養の基礎知識と取り扱い、医療安全

※希望により病院見学や各種相談も受け付けます。  
 ※託児があります。申し込み時にお申し出ください。  
 ※当日は看護師免許証のコピーを持参してください。

【申込期限】 開催3日前まで

【申込方法】 電話・ファックス・Eメール

ファックス・Eメールの場合は、住所・氏名・年齢・連絡先電話番号・経験年数・受講希望日を明記の上、お申し込みください。

これまで20回開催し、約70人の参加者の中から、たくさんの看護師が復帰しています。参加者から、「以前働いていたときに行っていたことや忘れていたことなど、気づく良い機会となりました。」「急性期医療の経験がなくとても不安でしたが、再び一から看護をしたいという気持ちになりました。」などの感想をいただいております、好評のセミナーです。

【申込先・問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565

✉ byouin-keiei@city.iga.lg.jp



## コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

### 第5回 伊賀市自治基本条例～前文編～

◆ 補完性の原則  
 補完性の原則とは、家族や地域などの小さな単位で可能なことはまず自ら取り組み、そこでは不可能なものや非効率なものを市や県、国などのより大きな単位で行うというものです。

◆ 住民自治  
 今後、急速な人口減少や少子高齢化が予想される中で、行政は、まず社会保障や福祉サービス、保健衛生などの公共的なサービスネットワークを維持することが必要です。そのような中でも、まちをより良くしていくためには、それぞれの地域が、自分たちの地域課題を共有し、また、特性などを踏まえて、まず、自分たちの地域を自ら治めていくことが求められています。

昨年度は、自治基本条例の大まかな内容について説明してきました。

今年度は、伊賀市の自治基本条例の特徴的な部分について、もう少し細かく、各条文の文言なども紹介しながら解説します。

◆ 条例の前文  
 前文とは条例の条項の前に置かれている文章で、制定にあたっての思いや基本的な考え方などを書いたものです。

自治基本条例の前文では「惣」という中世の村落の自治運営組織を取り上げています。古くから伊賀の国が惣の連合体によって形成されていたことから、伝統的に自治意識の高い地域であることがわかります。

さらに、近年の地方分権の流れや市町村合併の中で伊賀市の自治に欠かせないものとして、「補完性の原則」と「住民自治」についても取り上げています。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672